

○伊賀南部環境衛生組合情報公開条例施行規則

制定 平成19年3月30日規則第1号

改正 平成21年8月25日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例(平成19年条例第1号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、管理者が管理する公文書の公開等について、必要な事項を定めるものとする。

(公文書公開請求書)

第2条 条例第7条に規定する請求書の様式は、公文書公開請求書(様式第1号)とする。

(公文書公開決定通知書等)

第3条 条例第8条第2項に規定する書面の様式は、公文書公開決定期間延長通知書(様式第2号)とする。

2 管理者は、公開の請求に係る公文書が存在しないことが明らかになったときは、速やかに、請求者に対し、その旨を公文書不存在決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 条例第8条第3項に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公文書を公開する旨の決定 公文書公開決定通知書(様式第4号)

(2) 公文書を部分公開する旨の決定 公文書部分公開決定通知書(様式第5号)

(3) 公文書を公開しない旨の決定 公文書非公開決定通知書(様式第6号)

(第三者の意見聴取)

第4条 管理者は、条例第8条第4項の規定に基づき第三者の意見を聴こうとするときは、当該第三者に対し、公文書公開(開示)意見照会書(様式第7号)により、請求に係る公文書の概要及び公開請求があった旨並びに意見の提出期限を通知するものとする。

2 条例第8条第4項に規定する第三者が多数あるときは、管理者は、公開の可否の判断に当たって必要な範囲で意見を聴くものとする。

3 前2項の規定により意見を求められたものが、意見を述べようとするときは、公文書公開(開示)意見申述書(様式第8号)によるものとする。

(公開等の第三者への通知)

第5条 管理者は、前条の規定により第三者から意見の提出があった場合において、当該公文書の公開について可否の決定をしたときは、当該第三者に対し、第三者関係公文書公開(開示)決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(費用の納付等)

第6条 条例第11条第2項に規定する費用は、それぞれ次の各号に定める区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 複写機等により作成するもの 白黒1枚につき10円

カラー1枚につき50円

ただし、両面に複写する場合は片面を1枚として額を算定し、A3判を超える大きさのものを複写する場合はA3判の用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。

(2) 業者に委託して作成するもの 当該委託に要する額

(3) 送付に要する費用 当該送付に要する額

2 前項の費用は、前納しなければならない。

3 公文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(実施状況の公表)

第7条 条例第19条の規定による公表は、請求件数、公文書の公開等に関する決定の状況、不服申立ての状況その他必要な事項について行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月25日規則第2号)

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

公文書公開請求書

年 月 日

様

請 求 者 (〒 -)

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の名称及び所在地並びに代表者の氏名)

電 話 番 号

伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第7条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公文書の名称その他 公文書を特定するた めに必要な事項	知りたいと思う事項の概要を具体的に記入してください。
開示の方法 〔該当するに し印を付して ください〕	閲覧 視聴 写しの交付〔窓口での交付 郵送による交付〕
備 考	

以下は記入しないでください。

公文書の件名	(年度)
担 当 室	室 〔 電話 〕
備 考	整理番号

様式第2号（第3条関係）

公文書公開決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合
管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり公文書の公開の請求に対する決定期間を延長したので、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第8条第2項の規定により通知します。

公開の請求のあった公文書の内容	
請求書受理年月日	年 月 日
決定期間満了年月日	年 月 日
延長後の決定期間満了年月日	年 月 日
決定期間を延長する理由	
担当室	室 〔電話 〕
備考	

公文書不存在決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合
管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開(開示)については、該当する公文書が存在しないので通知します。

請求書受理年月日	年 月 日
公開の請求のあった公文書の内容	
存在しない理由	
担当室	室 〔電話 〕
備考	

教示1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊賀南部環境衛生組合管理者に異議申立てをすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に伊賀南部環境衛生組合(訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は、伊賀南部環境衛生組合管理者となります。)を被告として、提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、この処分があったことを知った日の翌日から60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第4号(第3条関係)

公文書公開決定通知書

第 年 月 日
様
伊賀南部環境衛生組合
管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり公開することを決定したので、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第8条第3項の規定により通知します。

公開の請求のあった公文書の内容	
実施機関が特定した公文書の件名	
公文書の公開の方法	閲覧・視聴・写しの交付・写しの郵送
公文書の公開の日時	年 月 日() 午前・午後 時 分
公文書の公開の場所	
担当室	室 〔電話 〕
備考	

教示1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊賀南部環境衛生組合管理者に異議申立てをすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に伊賀南部環境衛生組合(訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は、伊賀南部環境衛生組合管理者となります。)を被告として、提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、この処分があったことを知った日の翌日から60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

注 1 公文書の公開を受けるときは、この通知書を提示してください。
2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。

様式第 5 号 (第 3 条関係)

公文書部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合
管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり部分公開することを決定したので、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第 8 条第 3 項の規定により通知します。

公開の請求のあった公文書の内容	
実施機関が特定した公文書の件名	
公文書の公開の方法	閲覧・視聴・写しの交付・写しの郵送
公文書の公開の日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
公文書の公開の場所	
部分公開の理由等	
公開しないことを決定した部分の公開できるようになる時期	
担当室	室 〔 電話 〕
備考	

教示 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、伊賀南部環境衛生組合管理者に異議申立てをすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に伊賀南部環境衛生組合 (訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は、伊賀南部環境衛生組合管理者となります。) を被告として、提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、この処分があったことを知った日の翌日から 60 日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

注 1 公文書の公開を受けるときは、この通知書を提示してください。

2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。

様式第 6 号（第 3 条関係）

公文書非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合
管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり公開しないことを決定したので、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第 8 条第 3 項の規定により通知します。

公開の請求のあった公文書の内容	
実施機関が特定した公文書の件名	
非 公 開 の 理 由	
公開できるようになる時期	
担 当 室	室 〔 電話 〕
備 考	

教示 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、伊賀南部環境衛生組合管理者に異議申立てをすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に伊賀南部環境衛生組合（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は、伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）を被告として、提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この処分があったことを知った日の翌日から 60 日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第7号（第4条関係）

公文書公開（開示）意見照会書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合

管理者

印

伊賀南部環境衛生組合情報公開条例に基づき、公開（開示）請求のありました公文書に、あなたに関する情報が記録されています。

つきましては、当該公文書公開（開示）をするか否かの判断の参考といたしたく、次のとおり意見をお聴きしたいので、ご回答くださるようお願いいたします。

なお、下記の回答期限までに意見を提出されない場合は、意見がないものとして取り扱わせていただきます。

請 求 書 受 理 年 月 日	年 月 日
公 開（ 開 示 ） の 請 求 の あ っ た 公 文 書 の 内 容	
あ な た に 関 す る 情 報 の 内 容	
意 見 を お 聴 き し た い 事 項	
回 答 期 限	年 月 日
担 当 室	室 〔 電 話 〕
備 考	

様式第9号（第5条関係）

第三者関係公文書公開（開示） 決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合
管理者

印

年 月 日付け 第 号で照会し、ご意見をいただきましたあなたに関する情報が記録されている公文書の公開（開示）について、次のとおり決定しましたので、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例施行規則第5条の規定により通知します。

公開（開示）の請求のあった公文書の 内 容	
決 定 の 内 容	1 公開（開示） 2 部分公開（部分開示） 3 非公開（非開示）
	（理由）
公文書の公開（開示）の期日	年 月 日
担 当 室	室 〔 電話 〕
備 考	